

みどり市広告掲載要綱

平成18年11月20日

告示第256号

改正 平成19年 4月 1日告示第59号

平成21年 2月 4日告示第12号

平成23年 3月22日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めるもののほか、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

イ 市の広報印刷物

ロ 市のWEBページ

ハ 市の財産

ニ その他広告媒体として活用できるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告事業 市の資産等に広告掲載する事業をいう。

(4) 所管部長等 広告媒体となる市の資産等を所管する部局室長をいう。

(広告の募集)

第4条 広告の掲載に際し、広告媒体の所管部長等は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3) 掲載料金

(4) 広告の募集方法

(5) 広告の選定方法

(6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告の募集は、当該広告の所管部長等が前項各号に掲げる事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

(広告の内容)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 社会問題について主義主張するもの
- (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 当該広告の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市の資産等に掲載する広告として妥当でないと認められるもの

2 前項に規定する広告の範囲に係る業種及び事業者並びに広告掲載の基準については、別に定めるものとする。

(審査機関)

第6条 広告掲載の可否を審査するため、みどり市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 市民部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 産業観光部長
- (6) 都市建設部長
- (7) 競艇事業局長
- (8) 会計局長

(9) 議会事務局長

(10) 教育部長

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平19告示59・平21告示12・平23告示37・一部改正)

(会議)

第7条 委員会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財政課において行う。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月20日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附 則(平成19年4月1日告示第59号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月4日告示第12号)

この告示は、平成21年2月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月22日告示第37号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。